被 災 し た 人 々 の 生 活 再 建 の た め に

～「既存債務」からの解放を求める請願署名にご協力をお願いします～

東日本大震災の地震・津波により被災した多くの方々が、事業や生活の再建に取り組んでいます。しかし、事業用財産や居住用建物等を購入するために借り入れをした債務（「既存債務」）の存在が、その再建にとり大きな障害となっています。

事業用財産や居住用建物等が失われても、これらについている既存債務はなくなりません。このままでは、被災した人々、とりわけ強い経済基盤を持たない人々は、事業や生活再建のための計画を立てることができません。

国会でもこの問題への取組みが開始されていますが、現在の議論は、まだまだ被災した人々の救済には不十分なものにとどまっています。

今般、仙台弁護士会では、国会に対して、被災した人々が既存債務から早期に広く解放される立法を求めるための署名運動を始めました。東京弁護士会も、仙台弁護士会の署名運動に協力し、一人でも多くの方々に署名をいただくことにしました。

皆さま方お一人お一人の署名が、被災した方々が既存債務から解放されるための法案成立に向けた大きな力となります。よろしくご協力いただきますようお願い申しあげます。

いただきました署名は、東京弁護士会で取りまとめて仙台弁護士会へ送ります。

下記宛に７月１４日（木）までに持参又はご郵送くださいますようお願いします。

記

【署名のお届け先】

〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関１－１－３

東　京　弁　護　士　会　法律相談課宛

【 問 合 せ 先 】　TEL　０３－３５８１－２２０６（法律相談課）